

# 久留米支部 地区会報告(令和3年10月、11月開催)

## 会員の方からの意見と回答

### 支部への意見

**Q1** 支部からの案内をメールでお願いしたい。

**A** 会員へFAXからメールへの移行について、アンケート調査を行います。

アンケートの結果を受けて当面の対策

メール希望の会員へは、メールで案内。

FAX希望の会員へは、FAXで案内。

その後の対策

現在、久留米支部パソコン会員率は68.2%であるため、今後2年を目途に全てメール化します。

**Q2** 支部講習会の会場を考えてほしい。(駐車場の問題)

**A** 久留米シティプラザは、交通の利便性の良さと費用が安いので、総合的に考えて今後も利用します。

**Q3** 行政に対して、強い態度で臨むべきでは

**A** 行政とは友好関係にあるのが望ましいと判断し、支部の態度としては今まで通りです。

**Q4** 不動産相談の内容を公開すべきでは

**A** 守秘義務、相談者のプライバシー保護のため、公開はできません。

**Q5** 不動産相談員の資格取得方法を教えてほしい。

**A** 資格取得要件

1. 宅地建物取引士

2. 5年以上の実務経験を有する正会員（法人にあっては代表者）または正会員の三親等以内の血族とその配偶者

3. 年齢30歳以上70歳未満

資格取得までのフロー

支部長の推薦が必要 → 新規不動産相談員資格認定研修会を受講（年1回）

→ 修了試験に合格後、不動産相談員として認定されます。

**Q6** 水害について、重要事項説明の勉強会を開催していただきたい。

**A** 今後検討します。

### 協同組合への意見

**Q1** 印紙購入依頼の訪問や、ハガキを出すといいのでは

**A** 参考にさせていただきます。

**Q2** 県の証紙を取り扱ってほしい。

**A** 不動産業界は証紙ではなく印紙を使用しているため、今後も印紙のみ取り扱います。

**Q3** 提携業者の紹介斡旋手数料の記載方法を変えてほしい。

**A** 分かりやすいように掲載します。

### その他の意見

**Q1** 宅地建物取引士証の提示で、役所・銀行・病院等の身分証明として使用できるようにしてほしい。

**A** 使用できるのか、調査します。